

駿河湾フェリーで 大道芸を見に行こう！



駿河湾フェリーは土肥港から清水港までをわずか70分で結び、船上からは世界遺産富士山を眺めながら、渋滞もなくスムーズに静岡まで行くことができます。



今年5月28日、駿河湾フェリーは平成31年3月末をもって、清水港と土肥港を結ぶ航路から撤退することが発表されました。

しかし、下田市も含め6市町が加盟する環駿河湾観光交流活性化協議会では現在、航路存続に向けた要望活動を静岡県に行くと共に、利用促進に向けた様々な取組を実施しています。

	土肥港発	清水港着
第1便	09:20	10:30
第2便	12:10	13:20
第3便	15:00	16:10
第4便*	17:45	18:55

問合せ先
エスパルスドリームフェリー
054-353-2221
(9時~17時)

*12月18日~20日は運休します。

11月には静岡市葵区の駿府公園で、恒例となった大道芸ワールドカップin静岡2018が開催されます。世界各国から静岡に集ったパフォーマーたちのパフォーマンスを楽しんでみてはいかがでしょうか。

駿河湾フェリーは事前予約が大変お得です。乗船日の1か月前から前日まで予約が可能です。また、平日は運賃が30%引き、休日は15%引きになります。

大道芸ワールドカップ in静岡2018

ジャンルを超え、国境を越え、一流のアーティストたちが静岡のまちに大集合します。世界各国から選りすぐりのアーティスト約100組が、笑いあり、歓声あり、驚きありのパフォーマンスを披露してくれます。



「わくわくドキドキ」があふれ、「まちは劇場」となる4日間、皆さまどうぞお越しになってお楽しみください。
期間 11月1日(木)~4日(日)
場所 静岡市駿府城公園、静岡市民文化会館、市街地各所
問合せ先 大道芸ワールドカップ実行委員会事務局
054-205-9840
(平日10時~18時)



~9/20から9/26は動物愛護週間です~

犬の登録と狂犬病予防注射

法律により、生後91日以上の子犬については生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、飼い主に義務づけられています。まだ注射を受けていない場合は、必ず受けてください。下田市の注射済票を交付していない動物病院で注射を受けた場合は注射済証が渡されますので、環境対策課で注射済票の交付手続きをしてください。(手数料550円)

犬を飼いだしたとき、飼い主・住所等の変更があったとき、犬が死亡したときは届け出てください。

犬は条例で放し飼いが禁止されています。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずリードをつけましょう。

犬の散歩でのフンの始末を！散歩のときはあらかじめトイレを済ませ、フンを処理するスコップ・ビニール袋等を持参して、必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけるないようにしましょう。

猫は家の中で飼いましょう

猫を屋外で飼うと、交通事故や病気などの危険が多くなりますので、室内で飼うようにしましょう。増やさないのであれば不妊去勢手術を実施しましょう。また飼い主がわかるよう、首輪には名札をつけておきましょう。

エサを与えるだけで他に何もしないと猫は増え続け、フン尿被害など近隣トラブルの原因となります。

飼い主のいない猫を増やさないために、置きエサの禁止、フン尿の始末、不妊去勢手術を行いましょう。

市では、4月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を助成しています。

災害はいつ起きるか分かりません。災害時に備え、ペット用のエサ、ケージ、水などを確保しておきましょう。

問合せ先 環境対策課(清掃センター内)
022213

ジオパーク 通信

貴重な自然、環境、資源を次世代に

ユネスコは「持続可能」を大事にするというけれど、それってどういうこと？

私たちは現在、石油や鉱物など、地球からの贈りものを使って生活しています。それらを使い果たしてしまつた場合、子どもや孫など次の世代の生活は非常に大変になることが予想されます。

次の世代の人たちが困らないように、しかし、私たちの生活も成り立つように、地球からの贈りものを管理しながら使っていくことが「持続可能」という意味です。伊豆半島においても、自然や文化を守りながら次の世代に引き継いでいく地域づくりが期待されています。



大切なことは、何ができるかを自らで考えて、行動することです。
問合せ先 伊豆半島ジオパーク推進協議会
0220520

皆さまにお願いしたいこと

水銀使用製品は、次のとおり処理をお願いします。

- 蛍光灯ランプ
リサイクル分別収集、又は清掃センターへお持込みください。
- ボタン電池
回収協力店へお持込みください。
- 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計
清掃センターへご相談ください。

※事業所から排出された製品については、清掃センターでは処理できません。また、照明器具をLED化するなど、水銀使用製品からの切替えをお願いいたします。

問合せ先 環境対策課(清掃センター内)
022213

水銀使用製品の適正処理にご協力をお願いします

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、健康及び環境を保護することを目的に、「水銀に関する水俣条約」が昨年度発効しました。それに伴い、水銀を使用した製品の廃棄について、より適正な処理が必要となりました。

家庭で使用されている水銀使用製品(蛍光灯ランプ、ボタン電池、乾電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等)を燃えるごみに出してしまうと、集めるときに割れたり、燃やした後の排ガスに混ざってしまふなどごく少量の水銀が大気中や水中に排出され、健康被害や環境汚染をもたらす恐れがあります。

水銀使用製品の適正な分別と処理にご協力をお願いいたします。